

議案第39号

逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年8月29日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項、第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬及び期末手当をいう。

(給料の基準)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1及び別表第2に定める給料表によるものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれの給料表に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、そ

の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に定める級別標準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第6条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第9号。以下「給与条例」という。）

第7条及び第8条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条 給与条例第10条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

ただし、同条第2項に規定する支給割合について、同条例附則で特例を規定する場合にあつては当該支給割合を適用する。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当）

第9条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第10条 給与条例第13条第1項、第3項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当）

第11条 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第14条第1項の勤務は、前条の規定により準用する給与条例第13条第1項、次条の規定により準用する給与条例第15条及び第13条の規定により準用する給与条例第16条第2項の勤務には含まれないものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第12条 給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第13条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第14条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第10条の規定により準用する給与条例第13条、第12条の規定により準用する給与条例第15条及び前条の規定により準用する給与条例第16条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第15条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者を同じくするものに限る。次項及び第24条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第16条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「1年間当たりの勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1年間当たりの勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第17条 給与条例第5条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第17条」とあるのは、「逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第16条の規定により読み替えて準用する第17条」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

- 第18条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を逗子市職員の勤務時間に関する条例(昭和47年逗子市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次項で得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 3 時間で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に12を乗じて得た額を給与条例第17条で規定する1年間当たりの勤務時間として規則で定める時間で除して得た額とする。
- 4 第1項及び前項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、給与条例第10条の2第2項に規定する支給割合(同条例附則で特例を規定する場合にあっては当該支給割合)を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、逗子市職員定数条例(昭和26年逗子市条例第6号)第2条に規定する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、月額に換算し330,000円以下の範囲内において規則で定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

- 第19条 逗子市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成21年逗子市条例第3号。以下「特殊勤務手当条例」という。)第3条から第16条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

- 第20条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度

任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第3条第1項及び第2項に規定する勤務を要しない日（以下「勤務を要しない日」という。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報

酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第21条 逗子市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和35年逗子市条例第13号）第2条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理）

第23条 第26条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第24条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規

則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給与月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第3項の規定により計算して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、第18条第5項に規定する額を、月額により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1箇月当たりの勤務時間で除して得た額、日額により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額、年額により報酬が定められている者にあつては当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1年当たりの勤務時間で除して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第27条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、逗子市職員の休日及び休暇に関する条例第2条に規定する休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1項に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項から第7項までの規定の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第30条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するとき



は、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、逗子市職員の旅費に関する条例（昭和26年逗子市条例第13号）の例による。

（会計年度任用職員が死亡した場合の給与、給与からの控除等）

第31条 給与条例第22条、第23条及び第24条の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第22条及び第23条中「給与」とあるのは「給与及び費用弁償」と読み替えるものとする。

（委任）

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表(1)

号給 \ 職務の級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
1	148,600	194,000
2	149,700	195,800
3	150,800	197,600
4	151,900	199,400
5	153,000	200,900
6	154,400	202,700
7	155,700	204,500
8	157,000	206,300
9	158,300	207,900
10	159,800	209,700
11	161,300	211,500
12	162,900	213,300
13	164,200	214,700
14	165,700	216,500
15	167,200	218,200
16	168,700	220,000
17	170,100	221,700
18	172,800	223,400
19	175,400	225,000
20	178,000	226,600
21	180,700	228,000
22	182,400	229,700
23	184,000	231,300
24	185,700	232,900
25	187,200	234,000

26	188,900	235,500
27	190,700	236,900
28	192,400	238,200
29	194,000	239,500
30	195,400	240,700
31	196,900	241,700
32	198,400	242,900
33	199,700	244,200
34	201,000	245,300
35	202,200	246,500
36	203,500	247,800
37	204,800	248,700
38	206,100	250,100
39	207,400	251,500
40	208,700	252,900
41	209,800	254,300
42	211,100	255,700
43	212,400	257,100
44	213,700	258,400
45	214,800	259,600
46	215,900	260,900
47	216,900	262,300
48	218,000	263,600
49	219,100	264,700
50	220,100	265,800
51	221,000	267,100
52	222,000	268,400
53	222,400	269,400
54	223,300	270,500

55	224,100	271,800
56	224,900	273,100
57	225,600	274,000
58	226,600	275,000
59	227,400	275,900
60	228,300	277,000
61	229,000	278,100
62	229,800	279,100
63	230,700	280,000
64	231,700	281,000
65	232,400	281,500
66	233,100	282,400
67	233,700	283,100
68	234,500	284,000
69	235,300	285,000
70	236,000	285,800
71	236,700	286,600
72	237,300	287,400
73	238,000	288,200
74	238,800	288,700
75	239,600	289,100
76	240,300	289,600
77	240,800	289,800
78	241,500	290,100
79	242,200	290,300
80	242,900	290,700
81	243,500	290,900
82	244,200	291,100
83	244,900	291,500

84	245,600	291,800
85	246,100	292,100
86	246,600	292,400
87	246,900	292,700
88	247,300	293,100
89	247,600	293,400
90		293,800
91		294,100
92		294,500
93		294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600

113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべてのフルタイム会計年度任用職員に適用する。
- 2 この表の適用を受けることとなった職員で、決定された給料月額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する地域別最低賃金額（以下「地域別最低賃金額」という。）を下回る場合は、地域別最低賃金額を支給するものとする。

別表第 2 (第 3 条関係)

一般職給料表(2)

給 号	職務の級	1 級
		給料月額
1		148,600
2		149,700
3		150,800
4		151,900
5		153,000
6		154,400
7		155,700
8		157,000
9		158,300
10		159,800
11		161,300
12		162,900
13		164,200
14		165,700
15		167,200
16		168,700
17		170,100
18		172,800
19		175,400
20		178,000
21		180,700
22		182,400
23		184,000
24		185,700
25		187,200

26	188,900
27	190,700
28	192,400
29	194,000
30	195,400
31	196,900
32	198,400
33	199,700
34	201,000
35	202,200
36	203,500
37	204,800
38	206,100
39	207,400
40	208,700
41	209,800
42	211,100
43	212,400
44	213,700
45	214,800
46	215,900
47	216,900
48	218,000
49	219,100
50	220,100
51	221,000
52	222,000
53	222,400
54	223,300



55	224,100
56	224,900
57	225,600
58	226,600
59	227,400
60	228,300
61	229,000
62	229,800
63	230,700
64	231,700
65	232,400
66	233,100
67	233,700
68	234,500
69	235,300
70	236,000
71	236,700
72	237,300
73	238,000
74	238,800
75	239,600
76	240,300
77	240,800
78	241,500
79	242,200
80	242,900
81	243,500
82	244,200
83	244,900

84	245,600
85	246,100
86	246,600
87	246,900
88	247,300
89	247,600

備考

- 1 この表は、技能労務及びこれに準じる業務に従事するフルタイム会計年度任用職員で別表第3で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受けることとなった職員で、決定された給料月額が地域別最低賃金額を下回る場合は、地域別最低賃金額を支給するものとする。

別表第3（第4条関係）

級別標準職務表

給料表の区分	職務の級	標準的な職務
一般職給料表(1)	1級	定型的又は補助的な職務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
一般職給料表(2)	1級	技能労務の職務を行う職務

（提案理由）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づき、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、当該職員の給与及び費用弁償について規定する要あるため提案する。